

## 日雇人足請負商人米屋田中家の明治維新

東京都江戸東京博物館 学芸員 市川寛明

### 一 『米屋田中家明治年間日記』について

『米屋田中家明治年間日記』は、江戸東京博物館が所蔵する米屋田中家文書のうち、明治三年（一八七〇）から明治十五年（一八八二）の間に作成された全十一冊の日記を翻刻し、『江戸東京博物館史料叢書』として刊行したものである。それらを一覧すると次のようになる。

- 『江戸東京博物館史料叢書 12 米屋田中家明治年間日記 1』（二〇二二年）
- 1 町用日記（明治 三年四月二十八日～十二月 三日）／川瀬石町居附
  - 2 日記（明治 三年一月一日～同年十二月二十九日）／米屋店
  - 3 日記（明治 四年一月一日～同年十二月三十日）／釜屋社
  - 4 日記（明治 五年一月一日～同年十二月 二日）／米屋店
  - 5（日記）（明治 七年一月一日～同年十二月三十一日）
  - 6（日記）（明治 八年一月一日～同年十二月二十六日）
- 『江戸東京博物館史料叢書 14 米屋田中家明治年間日記 2』（二〇二三年）
- 7 日誌（明治 九年一月一日～同年十二月二十八日）／田中店
  - 8 日誌（明治 十年一月一日～同年十二月 四日）／田中店
  - 9 日記（明治 十一年一月一日～同年 三月十七日）／田中
  - 10 日記（明治 十四年一月一日～同年十二月三十一日）／田中店
  - 11 日記（明治 十五年一月一日～同年十二月三十一日）／田中姓

※／以下は裏表紙の記載

このうちの「町用日記」だけは他の日記類と性格を異にする。表紙に「今般市中改政、依而町年寄被廢、居附地主二而町用可取扱旨御布告二付」とあり、家守が町の運営にあたる江戸時代の町自治システム、所謂「家守の町中」が最終的に解体し、米屋自身

が町政に直接関与することになったことから作成された日記である。

2～11の日記類は、明治三年から十五年のうち、欠損しているのは明治六年・明治十二年、明治十三年の三年分だけであり、当該期の東京の商人日記として極めて貴重な記録群であるといえる。米屋田中家文書「年中行事」によれば、江戸期の米屋は、「奥御日記」、「見世御日記」、「見世御沙汰日記」の三系統の日記を毎年作成していたことがわかっていて<sup>①</sup>。残念ながら江戸期の「見世御日記」の内容はわかっていない。しかし、明治期に書き継がれた2～11の日記類は、家族記事を含みつつも記載の中心は商売向きの記録である。このことから、これらは江戸期の「見世御日記」の系統に位置づけられる日記であると考えられ、裏表紙に「米屋店」あるいは「田中店」とあるものが多いのもそれを裏付けている。

### 二 江戸期における米屋の家業と同族団

米屋の明治年間日記には、実に多くの人物が登場する。なかでも米屋号をもつ商人、田中家の親戚、日本橋界隈の商人、旧大名家、手代・奉公人などは米屋の活動を理解するうえで重要な人物といえる。そこで、明治年間日記を読み解くうえで必要な範囲で江戸期の米屋の家業の概要と同族団について略記しておきたい。

#### (1) 江戸住商人としての米屋田中家

米屋田中家は、十七世紀中期丹後田辺藩江戸屋敷出入りの米屋として創業した。やがて参勤交代における通日雇の請負に家業を転じ、多くの大名家に入入りして明治維新时期まで家業を守った大店商人である。江戸の代表的な大店といえは、京都・近江・伊勢に本店を構え江戸に支店を持つ、いわゆる江戸店持ちの上方商人が多い。これとは対照的に自然災害や戦災、社会的な流動性の高さなどにより江戸住商人<sup>②</sup>の記録は希少である。そのなかにおいて米屋田中家文書は貴重な江戸住商人の記録群といえる。十七世紀中期文字通りの米屋として創業した米屋の居所は、日本橋通一丁目の木原店付近の店借であ

つたが、元文元年（一七三六）には川瀬石町（現在の日本橋二丁目付近）の間口四間・奥行二十間の土地を沽券金三百両で購入して家持となり、以降火事による焼亡を経ながらも明治維新後も居付地主として存続し続けた。

米屋田中家文書の貴重さは、江戸住商人であるばかりではなく、米屋の家業の特殊性にもある。岩淵令治氏が「呉服・木綿など限られた職種の間屋の分析に限られてきた」と指摘するように、これまで分析の対象となってきた江戸住商人の家業は限定的であった。米屋田中家の家業は、従来分析されてこなかった業種であるばかりでなく、都市下層社会の研究として注目される雇用労働の媒介商人であった点も米屋田中家文書の価値を高めている。また江戸から東京にまたがって史料が存在している点も米屋田中家文書の魅力のひとつとなっている。

## (2) 米屋の家業構成

米屋では、嘉永七年（一八五四）十一月と安政六年（一八五九）十月の二度にわたって所蔵する経営帳簿の棚卸を実施し、その結果を「諸家公諸御用帳歳々記」にまとめている。これを手がかりに米屋の家業の全体構成を確認しておきたい<sup>③</sup>。「表一」は大名から役務を請け負うごとに作成された経営帳簿の件数を分類・集計したものである。これによれば米屋田中家の家業で多くを占めたのは、全体の五七・七%を占めたA行列系であった。行列系とは、参勤交代、遠国奉行の赴任、日光社参などのために大名が移動する際に組まれた行列の請負のことであり、このなかで米屋が最も多く請け負ったのは参勤交代の大名行列で、その割合は全体の四二・〇%を占めた。参勤交代における通日雇の請負はまさに米屋の家業の中核であったといえる。参勤交代における通日雇と通日雇請負商人の実態について貴重な証言があるので紹介しておく。

### 【史料一】

以上は道中の人足を雇って通る者の話であるが、ほかにまた「足ツキ」というのがある。これは大々名または裕福の大名が、江戸から国許まで、雇いきりで人足を連れて行くのである。

これはまた豪勢なものだ。江戸の町人に人入れの元締というがあって、いずれも出入り大名から扶持をもらっている（略）この元締が請負って、何百人でも人足を入れるのであるが、これがすべて本相場で賃銭が下がるので、その入用は莫大なものである（略）そこでこの元締の暮しというものは、非常に贅沢を極めていたものだ<sup>④</sup>

この記録は、聞き書き故の限界をもつが、古文書には残り難い街道労働者の実態を証言した記録として興味深い内容になっている。このうち「裕福の大名が、江戸から国許まで、雇いきりで人足を連れて行く」、「足ツキ」と呼ばれた人足が通日雇のことであり、莫大な利益を得ていた「江戸の町人に人入れの元締」こそ米屋田中家の姿そのものであった。江戸期における米屋の経営規模の大きさについては、出入り先大名の数、同族団の数、資産高といった側面から後述したい。

B門番御固系とは、主に江戸城門番の請負、増上寺・寛永寺に將軍家の者が参詣する際の警衛の請負からなる。江戸城には多くの門があるが、それらの門の警衛は大名勤役として主に譜代藩に命じられた。江戸城門番の請負数は、一三・四%と件数としては大きくはないようにみえるが、江戸城門番は請負人数が多く、かつ請負期間も百日を超える場合もあり、一件請け負った時の業務量と利益は非常に大きかった<sup>⑤</sup>。

C伝奏御賄系は、毎年朝廷から派遣される勅使に対する饗応役の請負である。寛政期迄は大名役であり、米屋は大名役であった時代から饗応役を請け負っていたと推測される。しかし、寛政期の仕法改革により大名役から幕府直轄の役に変更され、その結果米屋の家業のなかでは唯一大名家からの請負ではなく、毎年幕府から直請け負う業務になった<sup>⑥</sup>。この改革の結果、毎年必ず業務が発生することになったのであるが、この継続性は米屋の業務の安定化に寄与したと思われる。

その他で注目すべきは、飛脚の請負である。米屋田中家が加入していた六組飛脚屋仲間、通日雇の請負商人の同業仲間であったが、その名称に飛脚屋が入っていることから、飛脚の請負が通日雇の請負に発展した可能性を示唆するものとして注目されてきた。

米屋は藩邸出入りの文字通りの米屋から家業をスタートさせており、飛脚屋からの発展経過は確認されていない。しかし、米屋の発展過程でそれほど飛脚の請負に関与していたのか興味深い。現在のところ米屋が請け負った飛脚の規模は本業の規模に比して極めて小規模であった。【表2】の「年中行事」中の正月四日に丹後田辺藩牧野家と棚倉藩阿部家には初飛脚を祝う行事が記載されているところから、少なくともこの二藩については大名飛脚を年単位で請け負っていたことが判明する程度にとどまっていた。

### (3) 米屋が出入りした大名家

米屋は大名家に出入りして、大名家から役務を請け負った。米屋の経営規模は出入りする大名家の数に概ね比例する。そこで米屋の出入り先大名を確認しておきたい。【表2】は安政期に成立したと思われる「年中行事」において、年頭祝儀（正月に新年の挨拶廻り）をした大名家とその日を一覧したものである。これによれば幕末期に米屋が年頭祝儀のために廻動した大名家の数は、主要な出入り先である十四家（丹後田辺藩、桑名藩、尾崎藩、伊達藩、吉田藩、関宿藩、沼津藩、飯山藩、亀山藩、大多喜藩、福島藩、忍藩、長岡藩、広瀬藩）を中核とした全十九家であった。米屋がいかに大名家とひろく交際していたことがわかる。これら江戸期の出入り大名と明治三年日記の正月年頭祝儀を行った旧大名家との重なり具合を検討してみたがその数は十五家へのぼり、江戸期の出入り先大名との交誼は、明治維新によって幕藩体制が崩壊しても継続していたことがわかる。【表3】は明治年間日記から旧大名への正月祝儀がいつまで行われていたのかを一覧したものである。これによれば旧大名への年頭祝儀は明治五年から頭著に減り始め、明治七年（一八七四）には一切行われなくなっていたことがわかる。

### (4) 米屋の同族団

米屋は、多くの大名家に出入りし、諸侯が参勤交代する際に多くの通日雇を請け負った。参勤交代の時期は、特定の時期に集中する。そのため米屋が必要とした通日雇人足数は、短期間に集中せざるを得なかった。いかに多くの労働力を確保するのか、また

確保した多数の労働力をどのように管理し、指揮命令するかが米屋の人足請負業の要であった。この二つの困難を解決する仕組みとして機能していたのが、労働力を確保・プールし、さらに指揮命令系統の中間層として末端の人足たちを現場で監督した、同じ米屋号をもつ同族団と米屋の手代層であった。

米屋がいかに多くの同族団を形成していたのか、その規模を把握するのに、毎年正月十一日に開催された帳綴の儀式は恰好のデータを提供してくれる。帳綴の祝儀とは、毎年正月十一日に米屋本家が同族団を招いて執り行う年中行事で、同族団の結束をはかるうえで重要な行事でもあった。この日、同族団が一堂に会して経営帳簿類に表紙を付け、終了後に飲食を共にした。この帳綴のために召集された米屋号をもつ同族団は十七家に及んだ。この十七家と田中康雄の労作『江戸商家・商人名データ総覧』（以下『総覧』）にリストアップされた、米屋号をもつ番組人宿と六組飛脚屋仲間二十四家とを一覧したのが【表4-1】であり、その重なり具合を整理したのが【表4-2】である。これによれば、江戸の番組人宿・六組飛脚屋仲間のうち米屋号をもつ商人二十四家のうち約半数にあたる十一家が米屋の帳綴の祝儀に招待された米屋の同族団であったことがわかる。次に米屋の帳綴に招待された十七家の内訳をみると、番組人宿・六組飛脚屋仲間のいずれかに加入している商人が十一家、それらのどちらにも加入していない商人が六家であるから、米屋の同族団の大半が番組人宿・六組飛脚屋仲間に加わっていたことがわかる。同族団は、本家米屋田中久右衛門家を中核に、番組人宿・六組飛脚屋仲間の株を取得している独立した人宿・日雇人足請負商人と、未だ番組人宿・六組飛脚屋仲間の株を取得していない次世代の仲間商人を統合し、これらを中間支配層として末端の人足たちを差配したと考えられる。米屋は、田中久右衛門を頂点とするピラミッド型をした分節構造を形成し、多くの人足を指揮命令していた。

十七家にも及ぶ米屋の同族団のうち、本家と同じ家持となったのは、米屋佐次兵衛（本両替町、六組飛脚屋仲間）、米屋五郎兵衛（日本橋通二丁目、番組人宿）、米屋庄七（銀座一

丁目、番組人宿・六組飛脚屋仲間、米屋忠兵衛(新右衛門町)、番組人宿・六組飛脚屋仲間)の四人であった。これらの分家は、それぞれ独自に分家を創出している可能性も否めない。

米屋の帳綴の祝儀に招待されていたのは、米屋号をもつ同族団だけではない。それら米屋とは異なる屋号を持つ商人を一覧したのが【表4-3】である。ここには、越中屋又衛など八人の商人が書き上げられている。それらの職業を『総覧』によって確認すると、家業が判明する五家の内訳は、六組飛脚屋仲間三家、番組人宿一家、春米屋一家となり、やはり米屋田中家の本業との類似性が確認される。これらの同業商人は、おそらく米屋田中家と婚姻・養子縁組などを通じて縁故関係が成立し、米屋の同族団と同じ、中間支配層として指揮命令権を発揮し、現場において人足を直接的に支配する役割を担っていた。帳綴の祝儀に招待された商人たちに並んで武士のように名字つきで表記される者を一覧したのが【表4-4】である。これらは江戸城門番の際に御抱足軽として重要な役割を果たしていた者たちで、明治年間日記にもしばしば登場する。

#### (5) 慶応期の米屋

明治維新の変革が米屋の経営に巨大な変化を迫ったことを浮き彫りにするため、明治維新の直前にあたる慶応期の経営状況を確認しておきたい。【表5-1】は慶応二年(一八六六)から慶応四(一八六八)年までの三年間ではあるが、米屋全体の経営動向が判明し、米屋の経営規模を知る上で貴重である。【表5-2】は【表5-1】の合計部分だけを取り出してまとめたものである。この表中の本業とは、丹後田辺藩(舞鶴公)をはじめとする米屋の主な出入り先大名(こ)に集計された収支のことであり、本業以外には地代と醤油販売の収支を立項した。地代・醤油とも全体に占める金額は大きくはないものの、米屋がこの三つの項目を重視していたことがわかる。

これらの表から注目したい点を列記すれば以下のようになる。①慶応期における米屋の本業の規模が非常に大きかった点である。年間の売上高が五千両を超える年が三年のうち二年もあった。その原因を探るため【表5-1】をみてみたい。慶応二年の出入り

先大名は田辺公以下九家、このうち入金額が多いのは、内桜田門の警衛を請け負った亀山公の金六千八百九十九両、江戸城本丸大手門の警衛と長州征伐に出征した沼津公の九千二両などが数値を押し上げる原因となっていた。慶応四年の収支が多かったのは、この時期特有のインフレ以外に、舞鶴公、亀岡公、豊橋公、重原公、菊間公の藩主夫人等の帰国ラッシュがあげられる。いずれも幕末期固有の事情によるものである。しかもこの時の行列は、通常の参勤交代よりも要する日数が多い。舞鶴公二十一日、亀岡公六十九日、重原公四十四日に及ぶ長旅であり、この日数の多さが入金の高さに直結した。亀岡公の場合、五千五百二十七両と巨額の入金があったことがわかる。②慶応期の収支が非常に不安定であった点である。慶応二年に五千両以上の黒字をあげたかと思えば、翌年慶応三年は一気に赤字に転落し、翌年はまた五千両以上の黒字に復帰している。③慶応三年から醤油の販売が始まっているが、このことについては後述する。

#### (6) 米屋の基本的な性格——人足派遣業か人足請負業か

江戸期の米屋の家業の中核は、諸大名の参勤交代の通日雇の請負であるから、この部分が六組飛脚屋仲間としての家業であることは間違いない。ではそれ以外の江戸城門番の請負、伝奏屋敷における饗応役の請負は、人宿の家業に相当するのだろうか?この問題を考えると、人宿とは何か、あるいは請負とは何か、という定義問題に行きつく。

米屋研究に着手したばかりの頃、筆者は米屋の家業を広い意味での人宿と考えていた。狭義の人宿は武家奉公人の供給業者であり、これに対して武家奉公人はかりでなく非武士の人足の供給を手掛けるのが広義の人宿であると理解してきた。しかし、少なくとも家業の特質から考えて、米屋の基本的な性格は人宿ではない、というのが現在の結論である。では人宿とは何か?人宿の本質とは派遣であり、人足の請負業とは全く性格が異なる、と考えるべきであろう。では派遣と請負の違いはどこにあるのだろうか。

これまでの研究のなかで、米屋田中家は六組飛脚屋仲間を家業の中核にもちながらも、その本質は広義の人宿であると理解してきた。その理由は、人宿が供給する出替化した

武家奉公人と六組飛脚屋仲間が供給する通日雇の「日用」層としての類似性、その根底にある両者の用役給付労働としての等質性に注目してきたからである<sup>⑧</sup>。松本良太氏は、「人宿」<sup>⑨</sup>において、武家奉公人の供給を本来の家業とした人宿が、通日雇等様々な人足を供給するようになっていったことを指摘しており、人宿研究の進展は、労働力の等質性による「日用」層概念の成果を前提に、出替化した武家奉公人だけでなく、通日雇をも供給するようになり、やがて六組飛脚屋仲間を兼帯するようになるという筋道を想定していた。確かに人宿の成長と拡大、その結果としての両者の差異の縮小という観点

は重要であるが、それ以前に派遣と請負には本質的な差異がある点に着目する必要がある。人宿は奉公人が必要とする武家に自らの寄子を派遣し、その武家の家支配の傘下に入れ込むことであり、これに対して六組飛脚屋仲間の業務は参勤交代を実現するために自ら支配する通日雇を直接に指揮命令して、武家の要求の実現を請け負うことである。このような違いを明確に意識しながら両者の違いを整理すれば、両者の違いを分けるポイントが、寄子・通日雇といった労働者を指揮命令する主体が、供給元の商人にあれば請負、供給先の武家にあれば派遣ということになる。換言すれば、指揮命令権を駆使する商人は請負商人であり、指揮命令権は供給先にあり、自らこれを持たない商人は人宿ということになる。このように派遣と請負は指揮命令権の所在を異にする商人であり、通日雇請負商人は広義の人宿ではない<sup>⑩</sup>。

江戸期の米屋の家業は、実態としては複雑で多様な要素を持っているのであるが、家業の基本的な性格は、日雇人足請負であり、武家奉公人の派遣を本質とする人宿ではない。米屋の中心的家業は通日雇人足の請負業であり、この部分で六組飛脚屋仲間に加えているといえるが、実態としては、江戸城門番や食事提供を含む勅使饗応に必要となる幅広い種類の人足の請負を行っており、米屋田中家を六組飛脚屋仲間としてのみ捉えるのも正確ではないし、人宿として捉えるのは本質を誤っている。したがって、江戸期の米屋の家業は、通日雇を中心とする日雇人足請負業とするのが最適である。

### 三 明治期における米屋の家業転換と経営の推移

#### (1) 第三の創業 醤油・諸紙販売業への転換

江戸期の米屋は、大名家から行列系と門番御固系の日雇人足を、幕府から伝奏御賄系の日雇人足を、それぞれ請け負った。江戸時代の米屋の家業を支えていたのは、まさに諸大名と幕府であった。その意味で、米屋は幕藩体制という政治体制に依存する商人であったといえる。そのため、幕藩体制を崩壊させた明治維新の改革は、否応なく米屋に家業の解体を迫ることになった。

こうした激動の転換期のなかで米屋が記念すべき再出発の日を迎えたのは明治四年正月十一日のことであった。

【史料2】明治四年正月十一日条

一、吉日福徳二付開店致目出度、諸向より醤油・諸紙等買求メニ参り候間、夫々江景物差出申候事  
但し開店御祝ひとして、昼飯平焼き物等ニ而一同万歳々相唱申候事、夜二入店一同江御酒・御肴等被下置候事

この日、米屋は川瀬石町の自宅において「醤油・諸紙」の販売店を開店した。米屋は来店した客に記念品を配り、奉公人たちは祝膳を囲んで万歳を唱え開店を祝い、さらに閉店後は開店にあたって汗を流した奉公人たちを酒肴で饗応した。日記の行間からも、この日が米屋にとってまさに記念すべき日であったことが伝わって来る。この日より十二年後の明治十六年（一八八三）四月の戸籍に記された田中久右衛門の職業欄には「商紙・醤油渡世」とあり<sup>⑪</sup>、醤油・諸紙の販売は明治維新後の米屋の家業の柱へと成長し、米屋の経営を支えた。米屋の歴史を通観してみると、十七世紀の丹後田辺藩邸に出入りする文字通りの米屋としての創業を第一の創業とすると、人足請負業への転換が第二の創業、そして明治四年の醤油・諸紙販売への転換は第三の創業であった。

#### ◆醤油

米屋が醤油の醸造業に進出したのは、慶応二年のことであった。米屋が全くの異業種

であったはずの醤油の醸造業に進出した時の経緯を後世次のように記録している。

【史料3】

何卒田中ニテ資本金を被差出方端十分ニ利益可得、且横田家之家蔵モ朽損シナク兩善之至ニ付何分承知有テ安齋氏始メ御一同モ御依頼ニ付小生弥決定致、其節ヨリ御引受可申旨ヲ及御相談候也、(略) 明治十七甲申年六月之店卸勘定ニテ全国一般之商人損毛トハ乍申、商業始テ之大損災ヲ生シ從前ヨリ追々繰出シ之資本ヲ殆ト消滅ニ至ル姿ニテ小生連々ニ精等或ハ屋夜苦心シ苦慮致シ候得共何分御麥革敷又ハ明治十八年六月迄ニテ商業ヲ廢シ之外他事無之ニ付(略) 今般商業之件々左ニ記載候間、得ト御一同御覽覽有テ其上賢察可有之様ニ致度<sup>㊦</sup>

すなわち米油が醤油醸造業に進出したのは、川越藩の御用商人横田家が所有していた醤油醸造設備一式を米屋が買い取ったことに始まる。これは経済的困窮に陥った横田家からの依頼による救済買取であった。川越の豪商横田家と米屋がどのような経緯で知り合ったのか、それ以前の関係性は今のところわかっていない。以降、川越で醸造した醤油を江戸の本店まで運び入れ、川瀬石町の店舗で販売するという家業モデルを構築する。

慶応三年(一八六七)の醤油業の経営規模がわかっている(表5-2)参照)が、これによれば収入が金百九十八両、支出が九十四両で、経費に対する売上は倍以上に達していたことがわかる。これは米屋の本業の収支額が巨大であったため、これと比較すると少額に見えるが、利益の規模としては決して小さくはない。米屋の醤油販売業は順調に滑り出したといつてよい。醤油販売の順調な滑り出すことができた理由の一つは、これまで出入りしていた旧大名家へも醤油を販売することができたことがあげられる。

しかし、明治十七年(一八八四)に大損害を出し、翌十八年には廃業を余儀なくされた。米屋による醤油業は約二十年で幕を閉じることとなり、十七世紀以来続いてきた米屋田中の存続に暗い影を落とすことになった。

◆商紙

明治維新後、醤油販売と並んで米屋の家業の柱となったのは諸紙販売である。米屋が

なぜそれまで全く縁のなかった諸紙販売に進出したのか、詳細な経緯は未詳であるが、日記からは久平治の妻もとの実家、日野屋吉兵衛が関与していたことがうかがえる。

【史料4】明治四年正月九日条

- 一、商法之儀ニ付、四ツ谷店清七殿買出し其外教授方として入來之事
- 一、右ニ付清七殿・市蔵同道ニテ紙問屋買出しニ罷出候事、
- 一、右商法仕入品、夜ニ入仕致致

米屋が第三の創業を迎える二日前、ここで「買出し其外教授方」を米屋に施した「四ツ谷店清七殿」とは、四ツ谷伝馬町三丁目の商人、日野屋吉兵衛の手代であった。日野屋の手代清七は、買出し・仕入、仕訳まで関与したものと恐れられ、日野屋のサポートによって米屋は開店することができた。この日野屋は安政四年(一八五七)に地漉紙仲買に加入した商人であり(『総覧』)、この日野屋が若主人久平治の妻もとの実家であった。すなわち新生米屋は、若主人の妻の実家のサポートによって第三の創業にこぎ着けたのである。久平治ともとが結婚したのは、明治三年二月頃と推定され、その翌年に紙屋を開業したことになる。米屋久右衛門は久平治の妻を探すにあたり、家業の転換を念頭にいていたのかもしれない。

米屋の取り扱った紙は、庶民需用の漉紙と役所や旧大名家が使う高級紙の両方があった。浅草紙といった漉紙を北千住の地漉問屋藤田屋徳三郎らを通じて集荷していた。

【史料5】明治七年四月十七日条

- 一、千住宿地漉問屋藤田徳三郎方より外問屋向紙類相纏メ、千切屋源次郎方軽子常吉上乘被致、天漉船を以紙五百六団送り來、依之店中并松五郎殿、鼻河岸より軽子三人相頼ミ水揚致し候事、但し鼻河岸軽子式百九拾団水揚候事

これに拠れば、漉紙の仕入れ先となっていた千住宿の藤田徳三郎等から買い集めた漉紙を、伝馬船に載せ、隅田川を下って日本橋川に入り、日本橋四日市河岸付近にあった花河岸で陸揚げし三人の軽子が川瀬石町の本店まで運搬したとある。この時、伝馬船で運

んだ紙の量は二百九十団とあるが、この団は丸の意味をもち、紙の単位の丸と思われる。紙一丸は半紙ならば六締（一万二千枚）、奉書紙ならば十束（五千枚）となり、二百九十団は、半紙ならば三百四十八万枚もの漉紙を集荷した。その際には、仕切金として一定の現金を問屋に預けて購入を委託し、問屋が相場を見計らって購入を代行し、後日清算する方法をとっていたようで、四月二十五日条には「若旦那様・伝七、千住宿地漉仕切残金勘定三付御出張候」とあり、仕切金の清算のために北千住まで出張している。

米屋が扱った紙は、漉紙だけでなく美濃紙などの高級紙も全国の各地から仕入れていた。とくに多かったのは静岡の吉津屋で、一例を上げれば「駿州吉津屋昨十三日、仕切金通運会社江差立候処、本日者締切二相成候旨二付、本日差出申候事」（明治九年三月十四日条）とあるように、事前に仕切金を支払い、仕入れた実物の対価を事後に清算するが、地方の場合通運会社を通じて支払っている。地方での仕入にはトラブルがつきものようで「今日、阿波屋弥兵衛紙類残金之儀二付、御裁判所江出訴三可罷出候」（明治七年四月十七日条）とあるように、仕切金の清算をめぐる裁判沙汰になることもあった。美濃紙などの高級紙は、政府機関、とくに内務省・紙幣寮への納入が目立つ。加えて亀岡公、舞鶴公など旧大名家からも注文を受けて納入しており、米屋の江戸時代以来の関係性が販売上の強みとなっていた。

#### ◆飛脚

江戸期の家業のうち明治期まで残ったのは飛脚であった。一例を挙げれば「亀岡公御飛脚御用向之儀、当家江被仰付候」（明治三年八月朔日条）とあるように旧大名家からの飛脚御用を請け負っていた。しかし明治三年十一月十九日条に「飛脚問屋一同、佐内町和泉屋甚兵衛みせ江合併致候二付、左候ハ、御用向之義も是迄之通ニ者相成不申候間、此段御届申上候旨申来候事」とあり、定飛脚問屋の和泉屋、京屋、嶋屋、江戸屋、山田屋が合併して定飛脚陸走会社が出来上がると、早速「舞鶴公御飛脚之義伺ニ罷出候処、合併会社より通直段書等差出有之、甚不都合ニ有之」とあり、飛脚値段をめぐる不協

和音が発生していたことがわかる。しかし旧大名家の飛脚も明治三年以降、大名から依頼された手紙を取り次ぐだけの役割に縮小し、やがて自らの商用便も郵便制度に依存するようになっていった様子が日記からうかがえる。

#### ◆養豚

旧一橋家家臣、角田米三郎が明治二年（一八六九）に結成した協救社は出資者を募って養豚事業を起業した。協救社は東京都から築地に二千坪の土地を下賜され、多くの出資者を獲得して、大々的に養豚事業をスタートさせたが、はやくも明治六年（一八七三）頃には「方今すこぶる衰敗に至り、土崩瓦解の勢いなり」（『東京市史稿』市街篇55）とあり、急速に事業に行き詰まっていった。実際に米屋も和歌山協救社に出資していたようで、返金をめぐる訴訟沙汰に巻き込まれている（和歌山藩協救社金滯出入）明治五年五月二十九日条）。しかし、米屋は協救社に出資するだけでなく、より積極的に養豚事業に進出しようとしていた形跡がある。「御主人様、協救社一条二付豚為修行、品川・芝・麻布江罷出被遊、」（明治三年十月九日）とあるように、主人久右衛門自身が「豚修行」しており、実際に江戸時代以来の出入り先である桑名藩邸や鉄砲洲に豚小屋を建てて、横浜で輸入した豚を蒸気船で東京に運び、飼育・販売を行っている。販売先は「今朝、勢州行蒸気船江幸吉并清吉・清兵衛并豚積込候処」（明治四年七月十日）とあるように当時最先端の蒸気船を使って伊勢などの地方にも及び、時には「為進物豚式疋ツツシ、亀岡公・広瀬公江呈上申候事」（明治四年十一月九日条）、「重原県為進物豚疋呈上之」（明治四年十一月九日条）など旧大名家への進物として豚を贈与している事例がみえる。しかし、養豚事業を主に担った清兵衛（豚屋清兵衛）が急死したこともあって鉄砲洲の豚小屋を二十四両で売却（明治五年三月朔日条）、鉄砲洲豚小屋で飼育していた豚十五疋を九十両で売却し（同年三月十三日条）している。このように米屋の養豚事業は明治五年頃には困難に直面し、縮小を余儀なくされていった。

## (2) 明治初期における米屋の現金資産

明治維新直後、家業の転換を余儀なくされた米屋であったが、米屋にとって幸いだったのは、明治初期の段階では江戸期に蓄えた現金資産が豊富に残されていたことである。【表6】は、明治二年（一八六九）に米屋が備蓄していた現金類を一覧したものである。

これによれば、米屋は壺・長持・仏壇・稲荷社・大黒・引き出しなど家の各所に現金を隠し置いていた。これらの大半が、江戸時代の二分判・一分判で占められていたことから、米屋は、頻発する火災に備えた、火災後の生活を念頭においた備蓄であったと思われる。しかし、それにしてもその総額が一万両に近い九千六百五十一両に達していた点は、米屋の繁栄を推測させるに十分な金額である。【表7】は明治八年の現金備蓄高を示したものであるが、この時点でも未だ五千二百二十四両もの江戸時代通貨を現金で保管していた。明治維新によって家業の基盤を瞬時に失った米屋にとって幸いであったのは、こうした現金備蓄の慣行が、家業転換を準備する時間的な余裕を与えてくれたことであろう。現段階では十分に検討が進んでいないが、諸大名への貸付金の動向もあわせて米屋の貸付金の総体を解明する必要がある。

## (3) 家業の推移

明治維新以降、醤油と紙の販売に家業を転換させた米屋は、養豚業や飛脚業などを交えながら、必死に新しい時代を生き残ろうと懸命の努力を積み重ねてきたのであるが、明治十年代にそれまでの資産を食い潰しながら次第に没落の道を歩んでいった。

【表8】は、明治十年（一八七七）から同二十三年（一八九〇）までの間の家計全体の動向を示したものである。家業での収益は、すでに明治十年の段階から赤字続きで、それでも資産を取り崩すことで明治十六年（一八八三）頃までは何とか収支の黒字を維持していたことがわかる。しかし明治十五年（一八八二）以降は取り崩す資産も枯渇したようで、明治十七年（一八八四）頃には最終的な赤字決算が多くみられるようになってくる。

明治維新から約十五年が経過し、繁栄の江戸時代から激動の明治をまたにかけて駆け抜け、その間米屋の経営を一身に担い続けた田中久右衛門孝恭は、これまでの家業を受け継ぎ、転換を主導してきた自負を「自分儀、田中家ヲ継続シヨリ茲ニ数十年、其ノ間時勢之変遷等ニ因リ聊蹉跌ありと雖、殖産興家之事ニ於テハ勉タリト謂フヘシ」と語っている。明治維新という「時勢之変遷」によって江戸期の家業の一切を失いながらも、「殖産興家」のために必死の努力を傾注し続けた商人の矜持ともいえる叫びであった。

## 四 明治の田中家と同族

米屋の明治年間日記に最も頻繁に登場するのはいうまでもなく米屋田中家の家族であるが、明治期の田中家の家族構成はやや複雑である。米屋田中家の当主八代目久右衛門は出雲屋佐藤家から養子に入ったが、その後先代の七代目久右衛門に長男久平治が誕生したからである。そのため明治初期の田中家は二つの家族が同居する複合家族の相を呈するようになっていた。そこでまず米屋田中家の家族を一覧しておく。

米屋田中久右衛門孝恭	大主人（文政六年生）、実父出雲屋佐藤弥太夫四男、天保五年養子入
はま	久右衛門妻（天保九年生）、先代久右衛門長女、明治二年没
鉄之助	久右衛門長男（文久元年生）、明治十六年田中家を相続
秀次郎	久右衛門次男（元治元年生）
まき	久右衛門長女（明治元年生）
米屋田中久平治	若主人（天保十二生）、先代久右衛門実子、明治九年田中家を出る
もと	久平治妻・御新造（嘉永二年生）、日野屋宮崎吉兵衛二女
やす	久平治長女（明治八年生）、明治八年没
とく	久平治二女（明治十一年生）



### (1) 田中久右衛門

『米屋田中家明治年間日記』が収載する明治三年から明治十五年「日記」において、米屋田中家の戸主は、大主人と表記される八代目田中久右衛門孝恭であった。田中久右衛門は、先代田中久右衛門の実子ではなく、出雲屋佐藤弥太夫の四男として文政八年（一八二五）三月六日生まれた。天保五年（一八三四）十二月二十五日、十才の時に田中家の養子となった。実家出雲屋は、番組人宿（八番組）と六組飛脚屋仲間（山之手組）を兼帯する人足請負商人で、米屋と同じ家業構成をもつ同業商家であった。六組飛脚屋仲間と人宿を兼帯するような大規模な人足請負商人は、婚姻・養子縁組などを通じて、縁戚関係を取り結び、仲間内は婚姻関係・養子関係で複雑に結ばれていたことを推測させる。久右衛門養子入に際しては、時の戸主であった先代久右衛門が存命中であった。それにも関わらず、養子縁組については戸主の意向だけでは決められなかった点は興味深い。養子縁組の協議には、田中家の親戚四人（嘉井田治右衛門、田中善次郎、鈴木善助、高地藤右衛門）、別家四人（米屋号をもつ同業の別家、米屋佐次兵衛、米屋庄七、米屋嘉兵衛、米屋喜太郎、召仕安右衛門・忠兵衛）、米屋の手代・召仕が協議に参加していた。本家の養子縁組は、本家だけの問題ではなく、米屋の本家を頂点とする田中家の同族団全体の命運を左右しかねない重大事であり、しかも米屋本家だけでは大量の人足を請け負いきれず、かならず同族団が協力することで多くの人足の調達と差配が可能となる性質をもっていたからであろう。養父・先代久右衛門が死去した天保十五年（一八四四）八月二日、養子久右衛門は二十歳、久平治四歳であった。この時、先代久右衛門が次の戸主を決めていたのか、否かは未詳である。久右衛門が実子はまと結婚したのは、それから八年がたった嘉永五年（一八五二）十一月十日であるが、先代久右衛門が存命中であっても養子縁組の決定に親戚・同族団との協議が行われた経緯からすれば、この結婚も親戚・同族団の協議を経て決められたのであろう。

養子久右衛門と実娘はまの結婚にあたり、媒酌人は養母の実家の嘉井田治兵衛夫妻が

つとめ、結婚式には、米屋の親戚・別家・下方（米屋田中家の手代から独立し、米屋の下請けとなって必要とする人足の調達を請け負った）、手代、諸出入りの者、川瀬石町惣家主などを招き、酒肴を振舞った。養子久右衛門が米屋田中家の本家を相続すること明らかにする儀式ともなったはずのこの結婚式は、親戚、同族団、下方、手代、出入りの者、川瀬石町の家主、などを招き、米屋田中家あげて盛大に挙行された。この時実子久平治は十二才の少年であった。

### (2) 田中久平治

田中久右衛門孝恭が田中家に養子入りした天保五年（一八三四）から数えて七年後の天保十二年（一八四一）、田中久平治は先代久右衛門の実子として生まれた。先代久右衛門が死亡した天保十五年（一八四四）、孝恭は二十才で、久平治は若干四才であった。久平治が初めて家業の人足請負業に登場したのは安政二年（一八五五）、十五才の時に田辺公の大坂加番の赴任行列で、久右衛門とともに任にあたっている。以降、幕末期に計十件、主に田辺公・桑名公の通日雇請負に参加している。なかでも特筆すべきは、文久三年（一八六三）十二月の桑名の通日雇請負で、その行程は江戸↓桑名↓大坂↓京都の三十五日の長旅を久右衛門とともに請け負っている。江戸期の米屋において久平治は若年ながら不可欠の働き手として活躍していた。こうした働きもあり、明治年間日記の明治三年から九年までは若主人と呼ばれていた。しかし、明治九年に本家から別居して、後に家督の正当な継承者であることの認定を求めて裁判を起すことになる。

### (3) 田中鉄之助

田中久右衛門孝恭の長男。文久元年（一八六一）十月十八日生まれ。実母はまと死別したのは明治二年（一八六九）、九才のときであった。鉄之助が誕生した頃、久平治はすでに家業の手伝いを開始しているが、鉄之助は八才の時に明治維新を迎えており、人足請負業時代の米屋の記憶はあるが、実務については全くしらずに過した筈である。

鉄之介の人生がにわかに変化し始めるのは、明治九年（一八七六）、十六才の時であ

った。この年、それまで若主人と呼ばれた久平治が田中家から別居した。これをうけて十月二十八日に商長に就任、翌明治十年五月十八日に若主人となる。

#### (4) 田中佐次兵衛

田中佐次兵衛は、米屋本家から分家して米屋号をもった初めての分家で、すでに延享期の史料にその名前を確認することができる。この田中佐治兵衛について特筆すべきは、河竹登志夫『作者の家 黙阿弥以降の人々』（岩波現代文庫版、一九八〇年）にその名が登場する点である。やや長いが同作品から田中佐次兵衛についての記載を紹介する。

#### 【史料6】

みつの実家である佐次兵衛の家は、その米久から享保のころ分家独立したらしいとは、みつの弟すなわち私の叔父に当る田中善次郎の考証による。この叔父が当代の田中一族の本家である。で、みつの実父がその八代目だとは前に書いたが、七十八歳で健在の叔父も、現在の鶴沼の自宅に「田中佐次兵衛」の表札を掲げていたことがあるのを、おぼえている。屋号を「米佐」といったが、米屋を営んだことはないらしい。商売は米久とおなじで、ただし將軍家相手ではなく、九鬼と細川の両家の御用達をつとめた。本町替町のほか外濠にも店を出していたというが、大勢の人間が出入りし、宿泊もするから部屋は二階にもいくつもあり、台所には一間ほどの大きな竈がきずかれ、銅壺をはさんで五升炊と三升炊の大釜が据えられていた。

- ① 拙稿「人宿米屋田中家の「年中行事」と経営サイクル」（『東京都江戸東京博物館紀要』第5号、2015年）但し、引用にあたって表記誤りを一修正した。これは米屋の経営にともなうて毎年作成される帳簿類に表紙をつけて準備していたのであるが、その種類の帳簿に、どのような表紙を付けて、どれぐらいの紙を予め綴り込むか、予め決まりがあった。
- ② 「江戸住商人」は岩淵令治「江戸住大商人の信仰と「行動文化論」―御仏勅の実践から―」（国立歴史民俗博物館研究報告）第232集、2020年）の用法にならった。
- ③ 拙稿「江戸における人宿商人の家業構成について―米屋田中家を事例に―」（『東京都江戸東京博物館研究報告』第8号、2002年）参照。
- ④ 三島三味「雲助」（柴田宵曲『幕末の武家』青蛙房、昭和55年）。
- ⑤ 拙稿「江戸城大手門の警衛と人宿」（『東京都江戸東京博物館研究報告』第14号、2008年）
- ⑥ 拙稿「参向公家衆御馳走仕法改革と御賄方料理人足の商人請負について」（『東京都江戸東京博物館紀要』第9号、2019年）。
- ⑦ 同注①。
- ⑧ 吉田伸之「日本近世都市下層社会の存立構造」（『歴史学研究』534号、1984年）。
- ⑨ 松本良太「人宿」（『岩波講座 日本通史 近世5』（岩波書店、1995年））。
- ⑩ 請負と派遣の本質的な相違点については拙稿「元禄享保期における日用人足請負商人米屋田中家の発展過程」（『東京都江戸東京博物館紀要』第8号、2018年）も併せて参照されたい。
- ⑪ 「田中家要記」（米屋田中家文書88209202）、明治16年4月14日条。
- ⑫ 「田中家川越表醬油造濫觴盛衰業行通用事実記載」（米屋田中家文書88209520）明治18年。
- ⑬ 井上卓朗「日本における近代郵便の成立過程…公用通信インフラによる郵便ネットワークの形成」（『郵政史料館研究紀要』第2号、2011年）

米屋田中家が、演劇学の泰斗にして歌舞伎研究の第一人者であった河竹登志夫によって記録される僥倖を得た理由は、実父河竹繁俊の妻が米屋田中家古参の分家、田中佐次兵衛家の娘であった縁による。歴史のなかに埋もれ、その名を知る人もいなくなっていた米屋久右衛門・米屋佐次兵衛が多くの人々の目にとまるチャンスを得たことは米屋研究に携わる者にとって喜びに堪えない。河竹繁俊が江戸の人宿にして最後の侠客といわれた相模屋政五郎の一代記を描いた伊東橋塘編述『花春時相政』を「江戸の相政」と改題して『近世実録全集第十八巻』（早稲田大学出版部、昭和四年）に紹介したのも、なにより歌舞伎への関心からであろうが、あるいは米屋田中家の親類としての興味があつたのかもしれない。

#### おわりに

米屋田中家の明治年間日記は当該期の米屋田中家の動向を調べるうえで興味深い事実を多数提供してくれる。しかしこの日記の価値は単に米屋田中家研究だけにあるわけではない。あらゆる制度が近代化へと向かって激変するなかにあつて、伝統的な文化や生活規範も強固に生き続けていた明治前期の東京を舞台に、懸命に生き抜いた商家の記録としても実に興味深い。米屋田中家の明治年間日記が、明治初期の諸制度改革についての貴重な記録として、幅広く活用されることを期待したい。

【表1】米屋田中家の家業構成割合

項目	請負数	系統	割合	系統別割合
参勤交代	280	A.行列系	42.0%	57.7%
遠国奉行	57		8.6%	
日光社参	21		3.2%	
葬送行列	26		3.9%	
江戸城門番	89	B.門番御固系	13.4%	20.6%
増上寺・寛永寺御固	48		7.2%	
伝奏御賄	71	C.伝奏御賄系		10.7%
その他	74	その他		11.1%
計	666			

※「諸家公諸御用帳歳々記」(米屋田中家文書88209173)より作成。

【表3】米屋が年頭祝儀のために廻動した旧大名家

県名	旧藩名	明治3年	明治4年	明治5年	明治7年
舞鶴	丹後田辺	1月2日	1月2日・4日	1月8日	
	桑名				
	重原		1月4日	1月10日	
	亀岡		亀山		
長岡	広瀬	1月3日	1月6日	1月9日	
	尼崎			1月10日	
	豊橋		吉田		
大多喜	飯山	1月4日	1月4日	1月9日	
	関宿				
伊達	伊達	1月5日	1月2日		
	菊間		沼津	1月4日	
川越	川越	1月5日	1月2日		
	南部		1月5日		
前橋	雲州	1月6日			
	紀州				

【表5-2】米屋田中家の営業収支状況(慶応2年~4年) 単位・金(両)・計算値

和暦	全体収支	項目	収入	支出	収支	出典
慶応2年	5,676	本業	24,255	18,553	5,702	「慶応二丙寅年中御用出入帳口々出入金書抜控」
		地代	79	105	-26	
		醤油			0	
慶応3年	-278	本業	10,439	10,721	-282	「慶応三丁卯年中御用出入帳口々出入金書抜控」
		地代	123	223	-100	
		醤油	198	94	104	
慶応4年	5,791	本業	20,164	14,332	5,832	「御用出入金正月より十二月迄惣差引控」
		地代	159	200	-41	
		醤油			0	

※本業とは諸大名からの請負による収支のこと。

【表6】米屋の現金備蓄高(明治2年)

場所	両	分	朱	種類	分類	備考
壺入り	3,000			2分金	大元金	乾一番右之方
	275			2分金	大元金	
	1,425			2分金	大元金	
	150			2分金	大元金	
長持	2	1				
	900			2分金	業用金	七番・十番・十四番
仏壇	600				利息之部	
	400			2分金		乾一番
稲荷社	80			草文小判		
	2,300					
大黒	100					別口
	2階引出	153		2		別口
雑用引出	16			1分金		
	125					
	125			1分銀	利息金	
	50				別口金	
不明	11	2	1		利息之部	
	18		1		大元金	
9,651		0	0			

※「大元金・業用金・利足金・別口金 最初より調口説明細書留」(米屋田中家文書88209359)

【表7】現金備蓄高(明治8年)

場所	両	分	小計	種類
イ印 背負籠	1,600		1652両2分	2分金
	16			古1分金
	25			古2分金
	11	2		銀貨
ロ印 背負籠	1,300		2100両	2分金
	800			2分金
ハ印 背負籠	100		1472両	1分銀
	800			2分金
	150			2分金
	36			文字金銀
	18			文字金銀
	368			草文小判80枚
5,224		2		

※「大元金明細出入勘定」(米屋田中家文書)

【表8】米屋の営業収支(明治10年~明治23年)

年代	a.業務収益	b.支出	a-b 家業差引	c.前年度繰越	d.資産取崩	収支 (史料値)
明治10年	1,709.552	2,139.181	-429.628		700.000	270.372
明治11年	1,968.889	2,318.921	-350.032	270.372	650.000	570.364
明治12年	2,131.971	2,500.030	-368.058	570.339	700.000	900.281
明治13年	2,175.586	2,685.826	-510.241	902.281	800.000	1,192.041
明治14年	2,284.458	3,770.558	-1,486.100	1,192.041	900.000	605.961
明治15年	3,564.958	3,468.446	96.512	605.961		702.473
明治16年	1,613.737	2,288.833	-675.096	702.473		27.377
明治17年	2,403.531	3,122.989	-719.458	27.377		-692.810
明治18年	4,392.444	4,420.569	-28.125	-692.081		-620.230
明治19年	5,891.711	5,576.348	315.363	-620.236		-304.873
明治20年	4,167.267	2,998.760	1,168.507	-304.873		863.634
明治21年	1,690.461	2,360.865	-670.404	863.634		193.207
明治22年	7,396.537	6,886.632	509.905	193.200		754.046
明治23年	1,622.365	2,470.948	-848.583			-848.583

※「大本金銭出入簿取調簿」(米屋田中家文書88209439)より作成

【表2】米屋の出入り先大名

表記	国名	藩・家名	正月二日	正月三日	正月四日	正月五日	正月六日	正月七日	正月一五日	明治3年日記
①	田辺	丹後国 田辺藩牧野家	上		初飛脚		本所		具足開	舞鶴・2日
②	桑名	伊勢国 桑名藩松平家（久松）	上築地							桑名・2日
③	尼崎	摂津国 尼崎藩松平家（桜井）	上							尼崎・3日
④	棚倉	陸奥国 棚倉藩阿部家	上中		初飛脚					
⑤	龍野		上							
⑥	伊達	陸奥国 仙台藩伊達家	上							伊達・5日
⑦	吉田	三河国 吉田藩松平家（大河内）		中	中					豊橋・3日
⑧	関宿	下総国 関宿藩久世家		上・中				小日向		関宿・5日
⑨	沼津	駿河国 沼津藩水野家		添深川						菊間・5日
⑩	飯山	信濃国 飯山藩本多家			上					飯山・4日
⑪	亀山	丹波国 亀山藩松平家（形原）			上	上	本所	巢鴨		亀岡・2日
⑫	松平織部				上					
⑬	大多喜	上総国 大多喜藩松平家（大河内）			上			白山		大多喜・4日
⑭	福島	陸奥国 福島藩板倉家				上				重原・2日
⑮	忍	武蔵国 忍藩松平家（奥平）				上				
⑯	長岡	越後国 長岡藩牧野家				上				長岡・3日
⑰	南部	陸奥国 盛岡藩南部家					上			南部
⑱	広瀬	出雲国 松江藩支藩広瀬藩松平家（越前）					上・中			広瀬・3日
⑲	加州	加賀国 金沢藩前田家						上		
										川越・5日

【表4-1】米屋田中家の同族団と米屋号をもつ番組人宿・六組飛脚屋仲間

屋号・名前	帳簿招待	江戸商家・商人名データ総覧	延享元	天明9	嘉永4	嘉永5	嘉永6	嘉永7	安政元	安政3	安政4	安政5	安政6	万延元	文久3	元治元	慶応元	慶応2	慶応3	明治元	明治日記		
1 米屋 久右衛門	主家	1 六組飛脚屋仲間 日本橋組 番組人宿					川瀬石町 家持		川瀬石町 家持					川瀬石町 家持							○		
2 米屋 久平治		2 六組飛脚屋仲間 日本橋組					米屋久右 衛門同居		米屋久右 衛門同居					米屋久右 衛門同居							○		
3 米屋 佐次兵衛/田中姓	有 (オ リジ ナル)	3 六組飛脚屋仲間 日本橋組	店借	店借	店借		本町警町 店借		本町警町 店借					本町警町 地借						家持	○		
4 米屋 五郎兵衛		4 番組人宿 九番組												日本橋通2 家持	家持							○	
5 米屋 喜太郎/小山姓		5 六組飛脚屋仲間 京橋組 番組人宿 六番組			店借		五郎兵衛 町店借		五郎兵衛 町店借	転宅 改印		転宅			五郎兵衛 町地借				転宅 地借	転宅 地借	転宅	○	
6 米屋 庄七/富田姓		6 六組飛脚屋仲間 京橋組 番組人宿 拾巻番組			店借		豊町 店借		豊町 店借	転宅 店借					銀座1 地借		家持		家持			○	
7 米屋 嘉兵衛		7 六組飛脚屋仲間 京橋組				店借	豊町 店借		豊町 店借														○
8 米屋 忠兵衛		8 番組人宿 六番組 六組飛脚屋仲間 日本橋組			店借		川瀬石町 店借	転宅 店借	新右衛門 町店借						新右衛門 町地借		家持		家持				○
9 米屋 清六→清兵衛		9 番組人宿 巻番組 六組飛脚屋仲間 京橋組			?		弓町 店借		弓町 店借	相統→清 兵衛			松野町合所屋 敷地借		弓町 地借								○
10 米屋 与兵衛		10 六組飛脚屋仲間 京橋組													銀座2 店借								○
11 米屋 伝七													新規 店借										○
12 米屋 国三郎		11 六組飛脚屋仲間 京橋組相統																					無
13 米屋 与吉																							○
14 米屋 徳次郎																							○
15 米屋 常治郎																							○
16 米屋 幸八																							無
17 米屋 藤次郎																							○
18 米屋 宗七		無	12 六組飛脚屋仲間 京橋組					豊町 店借		豊町 店借					松村町 地借								無
19 米屋 善右衛門→善次郎			13 六組飛脚屋仲間 芝口組 番組人宿 五番組					芝片門前1 店借	芝片門前1 店借	芝片門前1代 地店借					芝片門前1代 地店借		政田屋嘉 兵衛同居				人宿 休業		
20 米屋 五郎右衛門	14 六組飛脚屋仲間 芝口組								米屋善次郎 同居					芝田町3大 坂屋同居									無
21 米屋 政吉	15 六組飛脚屋仲間 京橋組									弓町 店借										新肴町 店借			無
22 米屋 竹次郎	16 六組飛脚屋仲間 京橋組																	中橋合所 屋敷地借					無
23 米屋 竹蔵	17 六組飛脚屋仲間 京橋組																			三十間堀1 地借			無
24 米屋 亀之助	18 六組飛脚屋仲間 大芝組								屋号変更 逸州屋														無
25 米屋 龍助→太助	19 番組人宿 三番組							改名→太 助					豊町 地借						芝浜松町 地借	浜松町3 地借			無
26 米屋 定五郎	20 番組人宿 三番組																			三河町4 家主			無
27 米屋 重郎兵衛	21 番組人宿 三番組								樽正町 家主														無
28 米屋 政蔵	22 番組人宿 七番組																			新肴町地 借			無
29 米屋 伊助	23 番組人宿 九番組																			下谷1 家持			無
30 米屋 源蔵	24 番組人宿 九番組																			元大工町 地借			無

※米屋田中家文書「年中行事」および田中康雄「江戸商家・商人名データ総覧」より作成。  
 ※帳簿招待：米屋本家で同族団を招待して行う年中行事に招待された米屋号の商人。  
 ※嘉永6年・安政元年・文久元年は藤村(1974)「通日屋」掲載の「江戸六組飛脚屋仲間」の名簿より作成。

【表4-2】米屋の屋号をもつ番組人宿・六組飛脚屋仲間

米屋の帳簿に名前あり	17家	仲間加入	11家	番組人宿	1家	六組飛脚屋仲間	5家	米屋九平次を含む
				両方	5家	米屋久右衛門を含む		
				仲間非加入	6家			
米屋の帳簿に名前なし	13家	仲間加入	13家	番組人宿	6家	六組飛脚屋仲間	7家	両方
					0家			
延30家		仲間加入24家		延30家				

【表4-4】米屋の帳簿に招待された武士名を

名前	明治日記
鳥山 惣兵衛	×
長谷川 六右衛門	○
田村 幸次郎	○ 田中家手代

※米屋田中家文書「年中行事」より作成。

【表4-3】米屋田中家の帳簿に招待された米屋号以外の屋号をもつ商人

屋号	帳簿招待	年号	仲間	町名	階層	明治日記
越中屋又兵衛	○	嘉永4年	六組飛脚屋仲間 山之手組	南紺屋町	店借	○
加賀屋治助	○	元治元年	番組人宿 二番組	三河町3	地借	○
加賀屋増右衛門	○		記載なし			○
加賀屋清八	○		記載なし			○
横田屋喜兵衛	○		記載なし			○
北国屋治郎助	○	嘉永4年	六組飛脚屋仲間 京橋組	水谷町	店借	○
武蔵屋金蔵	○		春米屋 二番組 材木仲買 神田新町組			○
伊勢屋鉄五郎	○	嘉永4年	六組飛脚屋仲間			無

※米屋田中家文書「年中行事」より作成。

【表5-1】慶応期における米屋の全体収支

①慶応2年の米屋収支構成表（慶応二丙寅年中御用出入帳口々出入金書抜控」米屋久右衛門家文書88209367より作成）

a 入金項目				b 出金項目				利益率	請負内容（日数）		
両	分	朱	銭・貫	両	分	朱	銭・貫				
田辺公分入金	92	2	2	4.56	諸雑用出金	4,899	1	2	0.301		
桑名公 同上	0	0	0	0	田辺公 同上	33	2	0	4.719	179%	記載なし
亀山公 同上	6,899	3	0	5.168	桑名公 同上	7	0	3	0.478	-100%	記載なし
吉田公 同上	4,275	1	2	29.533	亀山公 同上	4,561	0	0	13.656	51%	内桜田番所・葬送
福島公 同上	312	0	3	1.219	吉田公 同上	2,124	3	0	10.344	101%	
沼津公 同上	9,002	0	2	2.784	福島公 同上	65	3	2	3.717	380%	芝（48）
大多喜公 同上	49	1	0	0.369	沼津公 同上	4,872	1	1	4.374	85%	御進発+本丸大手
広瀬公 同上	231	3	3	2.753	大多喜公 同上	9	3	1	2.289	444%	記載なし
南部公 同上	0	0	0	0	広瀬公 同上	129	1	2	3.093	79%	
諸家公 同上	3,392	0	2	7.819	南部公 同上	2	0	1	0.226	-100%	記載なし
入金小計1	24,255	1	2	54.205	諸家公 同上	1,847	3	3	16.851	84%	
川瀬石町地代店賃	0	0	0	0	入金小計1	18,553	0	3	60.048	31%	
伏見町 同上	0	0	0	0	川瀬石町寅年中出金	52	1	2	0.05	-100%	
片門前町 同上	47	3	2	2.429	伏見町 同上	1	3	1	0.27	-100%	
紺屋町地代店賃	31	1	2	1.106	片門前町 同上	38	0	3	3.044	24%	
入金小計2	79	1	0	3.535	紺屋町 同上	13	1	3	0.863	138%	
醤油売捌代					入金小計2	105	3	1	4.227	-25%	
入金合計	24,343	0	3	0.386	年始年玉揚奉納額代	18	1	3	0.358		
差引①	5,656	0	2	0.209	出金合計（史料値）	18,687	0	1	0.177	30%	

②慶応3年の米屋収支構成表（「慶応三丁卯年中御用出入帳口々出入金書抜控」米屋久右衛門家文書88209356より作成）

a 入金項目				b 出金項目				利益率	請負内容（日数）		
両	分	朱	銭・貫	両	分	朱	銭・貫				
田辺公入金	53	2	3	2.292	諸雑用出金	5,545	2	2	0.105		
桑名公 同上	20	1	0	1.034	田辺公 同上	40	1	0	4.28	33%	記載なし
亀山公 同上	361	3	3	3.663	桑名公 同上	76	0	2	3.717	-74%	記載なし
吉田公 同上	6,406	0	0	26.234	亀山公 同上	307	2	3	11.176	18%	記載なし
福島公 同上	11	3	1	1.769	吉田公 同上	3,225	2	0	10.641	99%	日光名代
沼津公 同上	1,720	2	2	27.393	福島公 同上	47	0	0	4.892	-77%	記載なし
大多喜公 同上	168	0	0	0.787	沼津公 同上	814	2	3	29.911	111%	記載なし
広瀬公 同上	630	3	3	6.557	大多喜公 同上	150	1	3	3.513	12%	奥様上京（17）
南部公 同上	22	2	0	0	広瀬公 同上	208	2	3	6.258	203%	
諸家公 同上	1,043	3	2	4.97	南部公 同上	21	3	2	1.876	5%	記載なし
入金小計1	10,439	2	2	74.699	諸家公 同上	283	1	1	17.436	269%	
川瀬石町地代店賃	38	2	0	5.953	入金小計1	10,721	0	3	93.7	-3%	
伏見町 同上	35	3	3	4.455	川瀬石町出金	124	1	3	8.806	-69%	
片門前町 同上	48	2	2	3.189	伏見町 同上	38	1	0	3.395	-8%	
					片門前町 同上	36	0	0	5.08	33%	
入金小計2	123	0	1	13.597	西川岸蔵地代	24	3	2	0.022		
醤油売捌代	198	1	2	2.127	入金小計2	223	2	1	17.303	-45%	
入金合計（史料値）	10,774	2	1	0.003	醤油店渡金	94	1	0	0.779	111%	
差引②	-301	0	3	-0.182	諸家公町方共年玉揚	20	0	1	0.072		
					出金合計（史料値）	11,075			0.185	-3%	

③慶応4年の米屋収支構成表（「御用出入金正月より十二月迄惣差引控」米屋久右衛門家文書88209364より作成）

a 入金項目				b 出金項目				利益率	請負内容（日数）		
両	分	朱	銭・貫	両	分	朱	銭・貫				
舞鶴公諸御用代	2,425	0	0	0.591	諸雑用出金	4,327	2	3	0.132		
桑名公 同上	0	0	0	0	舞鶴公 同上	1,019	1	1	0.188	138%	帰国（21）
亀岡公 同上	5,527	2	1	0.019	桑名公 同上	14	0	0	0.264	-100%	記載なし
豊橋公 同上	3,322	2	3	0.41	亀岡公 同上	2,701	0	0	0.173	105%	帰国（69）
重原公 同上	2,745	3	2	0.869	豊橋公 同上	1,691	0	2	0.770	96%	帰国（27）
菊間公 同上	3,169	3	3	0.167	重原公 同上	1,034	0	3	0.842	165%	帰国（44）
大多喜公 同上	0	0	0	0	菊間公 同上	1,505	1	0	0.312	111%	帰国（25）
広瀬公御用代之内拝借金	142	2	0	0	大多喜公 同上	13	2	1	0.171	-100%	記載なし
南部公 御用代	0	0	0	0	広瀬公 同上	38	3	3	0.732	274%	
諸家公御用代并御内渡	2,830	3	1	0.515	南部公 同上	6	1	1	0.072	-100%	記載なし
入金小計1	20,164	1	2	2.571	諸家公 同上	1,980	2	3	0.237	43%	
川瀬石町地代店賃	68	1	2	0.017	入金小計1	14,332	0	1	3.761	41%	
伏見町 同上	37	3	1	0.405	川瀬石町辰年中出金	95	1	3	0.724	-28%	
片門前町 同上	53	0	3	0.136	伏見町 同上	45	1	0	0.213	-18%	
					片門前町 同上	40	1	1	0.292	33%	
入金小計2	159	1	2	0.558	西川岸蔵地代	19	0	3	0.339	-100%	
醤油売捌代	0	0	0	0	入金小計2	200	0	3	1.568	-21%	
入金合計	20,323	3	0	6.258	醤油店渡金	0	0	0	0		
差引③	5,771	1	1	5.702	諸家公町方共年玉揚	19	3	1	0.308		
					出金合計（史料値）	14,552	1	3	0.556	40%	